

ID: 838

担当部署: 農政課

|   |                     |                      |                 |  |  |  |
|---|---------------------|----------------------|-----------------|--|--|--|
| <b>処分の概要</b>  | 農用地利用規程の認定の取消し      |                      |                 |  |  |  |
| <b>法 令 名<br/>根 拠 条 項</b>  | 農業経営基盤強化促進法 第24条第3項 |                      |                 |  |  |  |
| <b>法 令 番 号</b>  | 昭和55年法律第65号         |                      |                 |  |  |  |
| <b>【基準】</b>   |                     |                      |                 |  |  |  |
| <p>法第24条第3項の規定による。<br/>           (農用地利用規程の変更等)</p> <p>第24条</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>政令第13条の規定による。<br/>           (農用地利用規程の認定の取消しの事由)</p> <p>第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。</p> <p>(2) 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が法第23条第3項第1号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第24条第1項の規定による変更の認定を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。)。</p> |                     |                      |                 |  |  |  |
| <b>備考</b>   |                     |                      |                 |  |  |  |
| <b>設 定 年 月 日</b>  | 令和 3 年 10 月 1 日     | <b>最 終 変 更 年 月 日</b> | 令和 5 年 10 月 1 日 |  |  |  |